

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、知事、町長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のようなものである。

### 第1 法律による一部負担又は補助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 第2 激甚災害に関わる財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の財政援助
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成